平成２５年（フ）第１１０号
北海道旭川市緑が丘３条２丁目１番地　市住126号
債務者　蠣崎　良治
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
北海道旭川市東光10条１丁目４番４号
債務者　柴田　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
北海道旭川市近文町23丁目2887番地の15
債務者　鍛治下直子（旧姓長内）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
北海道旭川市錦町12丁目3083番地　クイーンハイツ202号室
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
北海道旭川市春光４条４丁目１番２―401号　市住2401号
債務者　下田　玲子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
北海道旭川市永山４条13丁目３番６号　ライフ83―202
債務者　原田　幸三
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
北海道旭川市永山４条13丁目３番６号　ライフ83―202
債務者　原田三枝子（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３０号
北海道旭川市住吉６条１丁目２番15号
債務者　高原　和子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
北海道旭川市東旭川北２条６丁目４番９号　ファミ203号
債務者　山内　俊則
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９３号
東京都三鷹市井口４丁目９番22―103号
債務者　守屋千鶴子（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４７号
神奈川県大和市代官１丁目２番地５　代官サニーハイツ505号
債務者　中川　幸弘
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６５号
横浜市神奈川区子安通３丁目394番地　プラス・ワン横浜1105号室
債務者　石川　博英
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７０号
横浜市瀬谷区相沢１丁目６番地２　ベルピア瀬谷第１―204号室
債務者　小久保貴巳
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４３号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原3976番地
破産者　今西マチ子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１９５５号
札幌市豊平区西岡５条２丁目９番６号
破産者　金田　拓志
1　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月17日午後１時30分
平成25年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部